



# 令和5年度補正予算「デジタル活用支援推進事業」 オンライン説明会 (事業概要)

# デジタル活用支援推進事業の実施概要

# デジタル活用支援推進事業の目的と背景

## 本事業の目的

- 本事業は、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う講習会及び講習会に対する講師の派遣を身近な場所で行うことを目的としています。

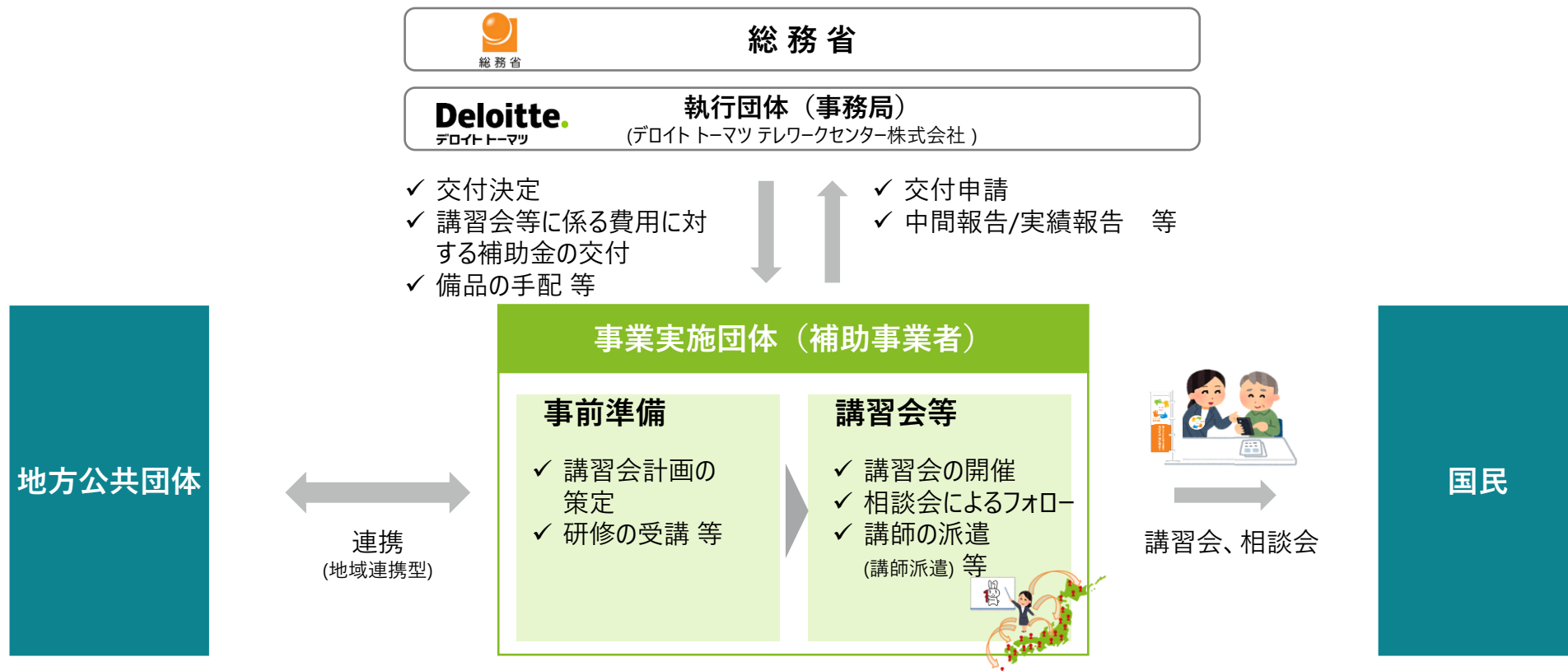
## 本事業の背景

- 総務省では、厚生労働省と共に、ICTを利活用し、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ豊かな人生を享受できる共生社会の実現推進に向けた方策等について検討を行うため「**デジタル活用共生社会実現会議**」を開催し、平成31年4月に報告書を公表しています。本報告書では、高齢者等がICT機器・サービスの利用方法に関し、身近な場所で身近な人に気軽に相談できる講師について提言がなされています。
- 本提言を受け、総務省では、令和2年度に全国11箇所（12件）で、全国各地で講師が継続的に活動していく上で必要な体制を検証する実証事業「デジタル活用支援員推進事業」を実施しました。
- 令和3年度以降、当該実証事業の成果を受け、本事業において、高齢者等のデジタル活用に関する不安の解消に向けてデジタル活用支援を広く全国に展開するため、オンラインによる行政手続や公共性の高い民間サービスの利用方法等に関する講習会等に対して助成を行い、デジタル活用支援を推進していくこととされております。

本説明会では、本事業の目的/背景、事業の内容(スケジュール、事業実施要件、補助金額等)、申請書類の記載/提出方法等をご理解いただき、円滑かつ効果的に申請を実施いただくことを目的としております。

# 本事業の全体像

## 本事業の全体像



デジタル活用支援推進事業は、事業実施団体の実施する講習会等を通じて、デジタル活用に不安のある高齢者等の皆様の不安の解消や、デジタル活用の支援を行うことを目的としております。

# 事業実施団体の要件

## 類型

- 講習会等は、全国に配置されている一定の拠点で講習会等を実施する全国展開型、地方公共団体等と連携して誰もが利用できる場所で講習会等を実施する地域連携型、派遣先の依頼に応じて講師を派遣して講習会を実施する講師派遣型の類型があります。これらの類型で実施要件の内容が異なりますので、令和5年度補正予算「デジタル活用支援推進事業」公募要領（以下「公募要領」という。）に記載の条件をよく確認するようにしてください。

### 全国展開型

全国に配置されている一定の拠点で講習会等を実施

### 地域連携型

地方公共団体等と連携して誰もが利用できる場所で講習会等を実施

### 講師派遣型

派遣先(都道府県、市区町村、教育委員会、学校、シルバー人材センター、社会福祉協議会等)の依頼に応じて講師を派遣して講習会を実施する



全国派遣 T Y P E と特定市町村派遣 T Y P E の2種が新設

## デジタル活用支援推進事業の注意事項

- ❗ 事業実施期間は、交付決定日以降となりますので、交付決定前に事前着手(委託先との契約等)はできません
- ❗ 本補助金は、事務局が定める事業完了日までに、事業実施にあたり必要な経費(人件費や諸経費等)の支払いまで完了する必要があります
- ❗ 確定検査時に、証憑の不足等があると補助金の支払いができない場合がございます
- ❗ 補助事業者は、事業完了後5年間は書類保管をし、官公庁等や事務局からの求めがあれば対応いただく必要があります
- ❗ 補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出をしたと認められた経費に限ります
- ❗ 他の官公庁等からの公的な補助金・助成金、又は委託等と重複して受け取ることはできません

## 講習会等の実施にあたってのルール

### 営業行為の禁止

- 本事業の一環として実施する講習会等においては、事業実施団体の営業活動は禁止  
(営業行為と営業活動とみなされる行為は次項参照)

### 料金徴収の禁止

- 事業においてコマ数計上をする講習会等その他の本事業の一環として実施する講習会等については、参加者からは受講料、その他いかなる名目であっても、料金を徴収することはできない

### 差別の禁止

- 講習会等の実施は、受講者を特定の属性(例：高齢者や〇〇歳以上、〇〇市区町村のお住いの方、男性or 女性の方等)に制限する条件は設けず、誰もが参加できるものとすること。特定の属性を有する受講者にのみ周知広報を行うなど、事実上、講習会等の受講者が特定の属性に限られることも行わないこと

## 【参考】：営業活動とみなされる行為

### <「営業活動とみなされる行為」の例>

- ① 自社又は影響力を有する会社等が提供するサービスへの加入を講習会等への参加するための必須要件とする。
- ② 講習会等の途中で自社又は影響力を有する会社等のアプリケーションのインストールをしなければ、先に進めない設計とする。
- ③ 類似のアプリケーションに比べて、自社又は影響力を有する会社等のアプリケーションがいかに優れているかを必要以上に強調し、宣伝する。
- ④ 講座「オンライン診療の利用方法」において、自社又は影響力を有する会社等が提供するサービスのみを講習会等で扱う。自社又は影響力を有する会社等が提供するサービスを扱う場合に、自社又は影響力を有する会社等が提供するサービスよりも、他社のサービスを扱う時間の方が短い。また、自社又は影響力を有する会社等が提供するサービスのアプリのインストールや操作体験等は行うが、他社のサービスについては説明しか行わない。
- ⑤ 講習会等の参加者に対し、参加の特典として、自社又は影響力を有する会社等の製品購入にあたっての割引やその他の優遇条件を提示する。
- ⑥ 講習会等の実施後に、講師が執行団体が提供した備品を着用したままで、受講者その他の講習会等の実施会場に居合わせた者が本事業における講習会等の一環で実施しているものと容易に誤解を与えうる状況で、自社又は影響力を有する会社等の製品、サービス、会員登録等を宣伝又は勧誘する。
- ⑦ 講習会の途中で受講者から安価な料金プランについて質問を受けたので、その場でお薦めの料金プランについて回答する。
- ⑧ 講習会の教材に料金プランや有料サービスの情報を掲載し、宣伝する。
- ⑨ 営業行為の利用有無にかかわらず、講習会の開催に必要最低限度の範囲を超えて個人情報の収集を行う。また、講習会の開催後に、収集した個人情報を遅滞なく削除しない。
- ⑩ 本事業に採択されたこと及び本事業の名称等を自社又は影響力を有する会社等のホームページ、チラシ、又はノベルティ等に掲載し、営利目的で消費者や取引先に自社又は影響力を有する会社等の宣伝を行うこと（本事業における受講者の募集、プレスリリースや報道発表等、一般的な周知は含まない）。
- ⑪ 目的や形態の如何に関わらず、本事業に係る標準教材や動画コンテンツその他著作物等を、第三者に販売すること。同著作物等を用いて第三者に有償で役務を提供する等の営業行為を行うこと。



**END**